

おくやみハンドブック



水戸市

【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンやPCで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できる「おくやみ手続きナビ」もぜひご利用ください。



水戸市 おくやみなび

検索



ご遺族の方へ

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

水戸市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

水戸市役所 029-224-1111（代表）

事前準備について

水戸市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をお願いします。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、各問い合わせ先へご確認ください。
※様式は、60ページを参照してください。



STEP 3

各種手続きチェックリスト（4～7ページ）

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページ（8ページ～）をご覧ください。



スマートフォンやパソコンから、必要な手続きを簡単に把握できる「おくやみ手続きナビ」もご活用ください。

水戸市 おくやみナビ 検索



STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参のうえ、水戸市役所へお越しください。



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちのうえ、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 認印（※相続人代表及び喪主）
- ☐ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状（60 ページ参照）が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書など）
- ☐ 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者の資格確認書（お持ちの方のみ）
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 医療福祉費受給者証（マル福）
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

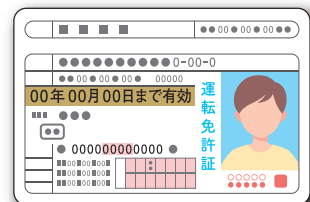
- ☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、在留カード、特別永住者証明書 など

- ☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書または介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 などから2点

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

チェックリスト	葬儀・法要	届出・手続き	税金
各種手続き	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (49～50ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認	(53ページ参照)
市役所外の主な手続き	3か月以内		○所得税の準確定申告 (54ページ参照)
相続について	4か月以内	○遺産分割協議 (53ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告・納付 (54ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
委任状	10か月以内	○一周忌	
広告掲載事業者	1年以内	○遺留分侵害額請求	
	3年以内	○相続登記	

水戸市で必要な手続きについては8ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

☐の印は、各出張所でも手続き可能です。☐の印は、各出張所でも手続きが一部可能です。

区分	☒	該当事項	詳細 ページ	担当課
戸籍・住民登録	☐	死亡届の提出	P.8	市民課
	☐	世帯主死亡の場合に伴う新世帯主の届出について		
	☐	亡くなられた方の戸籍謄本等が必要になった	P.9	
	☐	印鑑登録をしていた	P.10	
	☐	マイナンバーカード・通知カードを持っていた		
	☐	亡くなられた方の配偶者で、名字を婚姻前に戻したい方	P.11	
	☐	亡くなられた方の配偶者で、姻族関係を終了させたい方		
	☐	外国人住民の方		
年金	☐	国民年金・厚生年金・共済年金を受給していた	P.12	国保年金課
	☐	国民年金・厚生年金・共済年金に加入中の被保険者または被保険者であった		
健康保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.13	
	☐	後期高齢者医療制度に加入していた	P.15	
税金	☐	市民税・県民税・森林環境税が課税されていた	P.17	市民税課
	☐	配偶者がいた方		
	☐	原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた	P.18	
	☐	固定資産を持っていた	P.19	資産税課
	☐	個人の市税等の納付が済んでいない	P.20	収税課

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

の印は、各出張所でも手続き可能です。の印は、各出張所でも手続きが一部可能です。

区分	☑	該当事項	詳細 ページ	担当課
介護	△	65歳以上、または介護認定を受けていた	P.21	介護保険課
福祉 (障害)	◯	身体障害者手帳、療育手帳を交付されていた	P.22	障害福祉課
	□	精神障害者保健手帳を交付されていた		
	□	障害児福祉手当を受給していた		
	□	特別障害者手当を受給していた		
	□	特別児童扶養手当を受給していた	P.23	
	□	難病患者見舞金を受給していた	P.24	
	□	水戸市福祉手当を受給していた		
	□	自立支援医療受給者証を利用して通院していた		
	□	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）	P.25	
	◯	重度心身障害者等医療福祉費受給者証（マル福制度）を交付されていた	P.26	
□	福祉タクシー券を利用していた	P.27	障害福祉課	
□	障害児通所支援を利用していた			
□	障害福祉サービスを利用していた	P.28		

□の印は、各出張所でも手続き可能です。△の印は、各出張所でも手続きが一部可能です。

区分	☑	該当事項	詳細 ページ	担当課
こども	☐	児童手当を受給していた	P.29	こども政策課
	☐	児童扶養手当を受給していた		
	☐	ひとり親家庭になった	P.30	
	☒	妊産婦医療福祉費助成受給者証（マル福制度）を交付されていた		
	☒	子ども医療福祉費助成受給者証（マル福制度）を交付されていた	P.31	国保年金課
	☒	ひとり親家庭医療福祉費助成受給者証（マル福制度）を交付されていた【親】		
	☒	ひとり親家庭医療福祉費助成受給者証（マル福制度）を交付されていた【子】		
	☐	養育医療券を交付されていた	P.32	子育て支援課
	☐	小児慢性特定疾病医療受給者証を交付されていた		
上下水道	☐	上下水道を使用していた	P.33	経理課
	☐	公共下水道事業受益者負担金・公共下水道事業受益者分担金を納付中であった		下水道総務課
環境・衛生	☐	家財整理をしたい	P.34	清掃工場
	☐	犬を飼っていた		動物愛護センター
	☐	浄化槽を使用していた	P.35	下水道計画課
	☐	し尿くみ取り式のトイレを使用していた		衛生事業課
水戸市公園墓地	☐	水戸市公園墓地のお墓を使用していた	P.36	衛生事業課
	☐	水戸市公園墓地のお墓が必要な方		

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

□の印は、各出張所でも手続き可能です。△の印は、各出張所でも手続きが一部可能です。

区分	☒	該当事項	詳細 ページ	担当課
公営住宅	☐	市営住宅に入居していた	P.37	住宅政策課
農業	☐	農業者年金を受給していた	P.38	農業委員会事務局
	☐	農地の権利を相続した		
その他	☐	道路または水路用地を占有していた	P.39	道路管理課
	☐	河川用地または水路用地を占有していた	P.40	河川都市排水課
	☐	雨水管に雨水・処理水をつないでいた	P.41	
	☐	県民交通災害共済加入中に交通事故が原因で亡くなられた		
	☐	お住まいになっていた家が「空き家」になる場合	P.42	
	☐	法律相談を利用したい	P.43	

出張所一覧

おくやみハンドブックに掲載している手続きのうち、☐印・△印のものは、各出張所でも手続きできるものがあります。可能な手続きについては、手続きチェックリスト及び各種手続きのページでご確認ください。

出張所名	住所	電話番号
赤塚出張所	大塚町 1851 番地の 5	029-251-3211
常澄出張所	大串町 2134 番地	029-269-2111
内原出張所	内原町 1395 番地の 1	029-259-2211

出張所で可能な受付 ○全部 △一部

1. 戸籍・住民登録に関する手続き

死亡届の提出

手続き 死亡届の提出

手続き詳細	期 限
死亡に伴い必ず必要となる手続きです。死亡届を提出されないと、火葬することができません。届出に基づき、火葬許可証を交付します。亡くなられた方の本籍地、死亡地、届出人の所在地の市区町村窓口へ届出できます。	死亡の事実を知った日から7日以内（国外で死亡した場合には3か月以内）
※各種手続き（銀行や生命保険等）に死亡届の写しの提出が必要となる事がありますので、届出前にコピーを取られることをお勧めします。 ※火葬等が終わられていれば、死亡届は提出されています。	手続き可能な人 同居の親族、同居していない親族、同居者、家主・地主・家屋か土地の管理人、後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受任者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡届（医師が作成した死亡診断書または死体検案書が記入されているもの） ☐ 届出人が後見人・保佐人・補助人・任意後見人・任意後見受任者の場合には、それを証明するもの	市民課 戸籍係 （本庁舎1階） ☎ 029-239-3246

世帯主死亡の場合に伴う新世帯主の届出について

手続き 世帯主死亡の場合に伴う新世帯主の届出について

手続き詳細	期 限
亡くなられた世帯主と同一世帯に、世帯員が2人以上いた場合は、新世帯主を決定していただく必要がありますので、死亡届と同時にご報告ください。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 同一世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（同一世帯の方のもの） ※死亡届の提出時に新世帯主が決定していない場合は、決定次第、その世帯員の方からご連絡をお願いいたします。	市民課 住民記録係 （本庁舎1階） ☎ 029-239-3247

1. 戸籍・住民登録に関する手続き

亡くなられた方の戸籍謄本等が必要になった

手続き 戸籍謄本等の請求

手続き詳細	期 限
死亡届を提出してから亡くなられた方の戸籍謄本等が交付できるようになるまで、10日間程度かかります。 【本籍地が水戸市で水戸市に死亡届を提出された場合】 ・死亡届を提出した日から閉庁日を除いて8日目以降に交付できます。 【本籍地が市外の場合】※戸籍の広域交付制度 ・本籍地が戸籍の処理に必要とする期間は、本籍地の市区町村にお問い合わせください。交付ができるようになれば、戸籍の広域交付により、本籍地以外の市区町村の窓口でも請求ができます。 ＜戸籍の広域交付を利用できる方＞ 配偶者、直系の血族（氏名欄に記載されている方） ※委任状による代理請求はできません。 ※赤塚・常澄・内原出張所、各市民センターでは広域交付を利用できませんのでご注意ください。	— 手続き可能な人 戸籍に記載されている方、 配偶者、直系の親族（父母、 祖父母、子、孫）等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（戸籍の広域交付制度の場合は、公的機関が発行した顔写真付きのものに限ります。） ☐ 手数料	市民課 窓口第1、2係 （本庁舎1階） ☎ 029-232-9157

よくあるご質問 [Q&A]

Q1 謄本・抄本とは？

A1 戸籍に記載されている全ての方を記載した証明を「戸籍謄本（または戸籍全部事項証明書）」と言い、一部の方だけを記載した証明を「戸籍抄本（または戸籍個人事項証明書）」と言います。

Q2 除籍・改製原戸籍とは？

A2 「除籍」は、死亡や婚姻によって、その戸籍にいた方全員が除かれているものです。「改製原戸籍」は、コンピュータ化や法律の改正による戸籍の作り替えがあった時の、作り替え前の戸籍を言います。
相続等のため、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍が必要な場合には、申請受付で、その旨をお伝えください。

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって抹消されます。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人 どなたでも可
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	問い合わせ先 市民課 窓口第 1、2 係 （本庁舎 1 階） ☎ 029-232-9157



マイナンバーカード・通知カードを持っていた

手続き —

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 ※亡くなられた方が契約していた生命保険や年金の手続き等で、亡くなられた方のマイナンバーが必要となる可能性があるため、各種手続が終わるまでマイナンバーカード、通知カードは保管しておくことをお勧めします。返却または破棄したときは、マイナンバーを確認することはできなくなります。	—
必要なもの	手続き可能な人 —
☐ 亡くなられた方のマイナンバーカード、通知カード	問い合わせ先 市民課 マイナンバー担当（本庁舎 1 階） ☎ 029-291-3916



1. 戸籍・住民登録に関する手続き

亡くなられた方の配偶者で、名字を婚姻前に戻したい方

手続き 復氏届の提出

手続き詳細	期 限
婚姻により名字を変更した方は、配偶者との死別後、婚姻前の名字に戻す届出ができます。	—
必要なもの	手続き可能な人 配偶者 問い合わせ先 市民課 戸籍係（本庁舎1階） ☎ 029-239-3246
—	

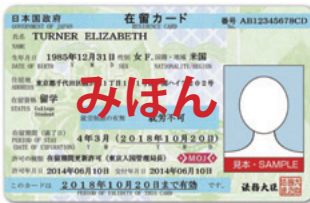
亡くなられた方の配偶者で、姻族関係を終了させたい方

手続き 姻族関係終了届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の血族との親族関係（姻族関係）を終了させる届出ができます。	—
必要なもの	手続き可能な人 配偶者 問い合わせ先 市民課 戸籍係（本庁舎1階） ☎ 029-239-3246
—	

外国人住民の方

手続き 在留カード等の返却

手続き詳細	期 限
「在留カード」または「特別永住者証明書」を出入国在留管理庁の窓口へ返却してください。郵送での返却の場合は、下記までお送りください。 〒135-0064 東京都江東区青梅2-7-11 東京港湾合同庁舎9階 東京出入国在留管理局おだいば分室	死亡から14日以内
必要なもの	手続き可能な人 親族または同居者 問い合わせ先 【窓口での返却】 東京出入国在留管理局 水戸出張所 ☎ 029-300-3601 【郵送での返却】 東京出入国在留管理局 おだいば分室 ☎ 03-3599-1068
☐ 亡くなられた方の「在留カード」または「特別永住者証明書」  	

2. 年金に関する手続き

国民年金・厚生年金・共済年金を受給していた

手続き

必要な手続きの確認（未支給年金の請求、年金受給権者死亡届、遺族年金の請求など）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類、提出先が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものをご準備のうえ、水戸北年金事務所等へお問い合わせください。 ※共済年金の場合は、共済組合へお問い合わせください。	—
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるもの	水戸北年金事務所 ☎ 029-231-2283 水戸南年金事務所 ☎ 029-227-3278 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

国民年金・厚生年金・共済年金に加入中の被保険者または被保険者であった

手続き

必要な手続きの確認（死亡一時金、遺族年金、寡婦年金の請求）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類、提出先が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものをご準備のうえ、水戸北年金事務所等へお問い合わせください。 ※共済年金の場合は、共済組合へお問い合わせください。	—
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるもの	国保年金課 国民年金係 （本庁舎1階） ☎ 029-232-9529 水戸北年金事務所 ☎ 029-231-2283 水戸南年金事務所 ☎ 029-227-3278 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

3. 健康保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、資格確認書（お持ちの方のみ）をお返しくください。 ※市役所本庁舎または各出張所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
【お持ちの場合】 ☐ 亡くなった方の国民健康保険資格確認書 ☐ 限度額適用認定証 ☐ 特定疾病療養受療証	国保年金課 国保税係 （本庁舎1階） ☎ 029-232-9526

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合、加入していた健康保険等から支給される場合があります。ただし国民健康保険と重複して給付を受けることはできません。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭執行者（喪主）の通帳 ☐ 葬祭執行者（喪主）の氏名を確認できる書類（会葬礼状・葬祭領収書など）	国保年金課 医療給付係 （本庁舎1階） ☎ 029-232-9166

手続き③ 高額療養費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に相続人が申請できます。	2 年以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 医療機関等の領収書 ☐ 預金通帳等（相続人のもの） ☐ 相続人を特定できる書類 亡くなられた方の出生から亡くなるまでの連続した戸除籍謄本の写し等 【相続人が二人以上いる場合】 ☐ 国民健康保険高額療養費代理申請・受領委任状（他の相続人に署名してもらったもの）	国保年金課 医療給付係 （本庁舎 1 階） ☎ 029-232-9166

手続き④ 相続人による送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険税の変更通知書及び未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など、送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は送付先変更届をご提出ください。 なお、既に送付先変更届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はありません。 ※郵送手続き可。送付先変更届の様式は、ホームページからダウンロードできます。お電話でご連絡いただければ様式を郵送いたします。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人（届出人）の本人確認書類	国保年金課 国保税係 （本庁舎 1 階） ☎ 029-232-9526

3. 健康保険に関する手続き

後期高齢者医療制度に加入していた

手続き① 資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、資格確認書をお返してください。 ※市役所本庁舎または各出張所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書 【お持ちの場合】 ☐ 特定疾病療養受療証	国保年金課 後期高齢者医療係（本庁舎1階） ☎ 029-232-9528

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 葬祭執行者（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭執行者（喪主）の通帳 ☐ 葬祭執行者（喪主）の氏名を確認できる書類（会葬礼状・葬祭領収書など）	国保年金課 後期高齢者医療係（本庁舎1階） ☎ 029-232-9528

手続き③ 高額療養費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に相続人が申請できます。	2 年以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 預金通帳等（相続人のもの）	国保年金課 後期高齢者 医療係（本庁舎 1 階） ☎ 029-232-9528

手続き④ 相続人による送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の変更通知書及び未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など、送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は送付先変更届をご提出ください。 なお、既に送付先変更届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はありません。 ※郵送手続き可。送付先変更届の様式は、ホームページからダウンロードできます。お電話でご連絡いただければ様式を郵送いたします。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人（届出人）の本人確認書類	国保年金課 後期高齢者 医療係（本庁舎 1 階） ☎ 029-232-9528

4. 税金に関する手続き

市民税・県民税・森林環境税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市民税・県民税・森林環境税が課税されている場合、市民税・県民税・森林環境税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。市民税課までご連絡ください。	相当な期間 (おおむね 3 か月)
	手続き可能な人 相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者となる方の本人確認書類 ☐ 遺言書がある場合は遺言書の写し	市民税課 市民税第 1 係 (本庁舎 2 階) ☎ 029-232-9138 水戸家庭裁判所 ☎ 029-224-8175 (相続放棄について)

配偶者がいた方

手続き 寡婦控除・ひとり親控除の申告

手続き詳細	期 限
亡くなられた年の翌年以降に、配偶者自身の確定申告または市民税・県民税申告をすることで、配偶者が税法上の寡婦控除・ひとり親控除の適用を受けられる場合があります。	各申告期限まで
	手続き可能な人 配偶者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類 ☐ 所得や控除に関する資料	市民税課 市民税第 1、2 係 (本庁舎 2 階) ☎ 029-232-9138

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合は、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続き者の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） ☐ 相続人以外が手続きする場合のみ：相続人からの委任状	①相続人 ②相続人と同居の親族 ③その他 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	市民税課 諸税係 （本庁舎 2 階） ☎ 029-303-8576

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 標識交付証明書 ☐ 手続き者の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） ☐ 相続人以外が手続きする場合のみ：相続人からの委任状	①相続人 ②相続人と同居の親族 ③その他 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	市民税課 諸税係 （本庁舎 2 階） ☎ 029-303-8576

4. 税金に関する手続き

固定資産を持っていた

手続き 相続人代表者指定届兼現所有者申告書

手続き詳細	期 限
固定資産をお持ちの方が亡くなられた場合、固定資産にかかる納税等の管理をしていただく方を相続人の中から決めていただき、必要事項を記入のうえ提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届兼現所有者申告書」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。資産税課までご連絡ください。 ※所有権移転登記は、別途法務局でのお手続きが必要です（令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。）。ただし、未登記家屋の所有者変更は資産税課で手続きしてください。	相当な期間（おおむね3か月）
必要なもの	手続き可能な人
【法定相続人の方が相続人代表者となる場合】 ☐ 原則不要 【法定相続人以外の方が相続人代表者となる場合】 ☐ 遺言書の写し等	相続人代表者となる方
	問い合わせ先 資産税課 資産税係 （本庁舎2階） ☎ 029-232-9141 水戸地方法務局 ☎ 029-227-9911

MEMO

個人の市税等の納付が済んでいない

手続き① 相続人の納付手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税等の納付が済んでいない場合は、相続人に納税義務が承継されますので、納付書により納付してください。市税等が給与や年金から天引きされ、納付すべき市税等がある場合は、後日、課税担当課から相続人に対して納付書を送付します。 ※相続人が納付状況の確認や納付書の再発行などを行う場合は、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本など）及び相続人の本人確認書類が必要となります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要となります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。収税課までご連絡ください。	納税通知書または納付書に記載の納期限まで
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納付書	収税課（本庁舎 2 階） ☎ 029-232-9145

手続き② 口座振替（自動払込）解約の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の口座から口座振替制度を利用されていた場合は、金融機関窓口で口座振替解約の手続きが必要です。解約届は水戸市内の金融機関窓口にて用意してあります。水戸市外の金融機関をご利用になる場合は解約届を送付しますので、収税課までご連絡ください。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 預貯金通帳、届出印、お問合せ番号が分かるもの（納税通知書または納付書）	収税課 管理係 （本庁舎 2 階） ☎ 029-232-9145

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き① 証書の返却（介護保険資格喪失届の提出）

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を返却してください。 介護保険資格喪失届をご提出ください。 ※郵送手続き可。喪失届の様式は、ホームページからダウンロードできます。お電話でご連絡いただければ様式を郵送いたします。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 相続人、親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証 【お持ちの場合】 ☐ 介護保険負担割合証 ☐ 介護保険負担限度額認定証	介護保険課 保険係 （本庁舎1階） ☎ 029-232-9194

手続き② 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の、保険料や高額介護サービス等の通知書を、後日、相続人に送付しますので、相続人代表者指定届をご提出ください。 ※郵送手続き可。相続人代表者指定届の様式は、ホームページからダウンロードできます。お電話でご連絡いただければ様式を郵送いたします。	なし
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
【被相続人が住民登録上、相続人代表者と別世帯の場合】 ☐ 被相続人との関係がわかる戸籍謄本の写しなど（コピー可）	介護保険課 保険係 （本庁舎1階） ☎ 029-232-9194

6. 福祉（障害）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって資格が喪失となります。各種手帳を返却してください。 ※精神障害者保健福祉手帳の期限が切れているものは、返却不要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人 どなたでも可
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	問い合わせ先 障害福祉課 給付係(本庁舎1階) ☎ 029-239-9173

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当がある場合、未支給請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人 相続人、親族
☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	問い合わせ先 障害福祉課 管理係(本庁舎1階) ☎ 029-350-8053

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当がある場合、未支給請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人 相続人、親族
☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	問い合わせ先 障害福祉課 管理係(本庁舎1階) ☎ 029-350-8053

6. 福祉（障害）に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返却
(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細

亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当がある場合は、未支給請求の手続きが必要です。受給資格が継続する場合は、受給者変更の手続きが必要です。

期 限

死亡日から14日以内

手続き可能な人

相続人、親族

必要なもの

- ☐ 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本
(受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可)
- ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し
- ☐ 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し

問い合わせ先

障害福祉課 管理係
(本庁舎 1 階)
☎ 029-350-8053

【児童が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、特別児童扶養手当証書の返却 (未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出)

手続き詳細

亡くなられた方が特別児童扶養手当の対象児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分がある場合、未支給請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きが必要です。

期 限

死亡日から14日以内

手続き可能な人

相続人、親族

必要なもの

- ☐ 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本

問い合わせ先

障害福祉課 管理係
(本庁舎 1 階)
☎ 029-350-8053

難病患者見舞金を受給していた

手続き 未払いがある場合は水戸市難病患者見舞金未支給分請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が難病患者見舞金を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の見舞金がある場合は、未支給請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人、親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は、亡くなられた方の指定難病特定医療費受給者証または一般特定疾患医療受給者証の写し、亡くなられた方の相続人であることが確認できるもの（戸籍謄本の写しなど）、相続人の振込口座の通帳の写し	障害福祉課 管理係 （本庁舎1階） ☎ 029-350-8053

水戸市福祉手当を受給していた

手続き 未払い分がある場合は水戸市中心身障害児（者）福祉手当未払分請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が水戸市福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当がある場合は、未支給請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人、親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	障害福祉課 管理係（本庁舎1階） ☎ 029-350-8053

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって資格が喪失となります。自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。有効期限が切れているものは返却不要です。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）	障害福祉課 給付係（本庁舎1階） ☎ 029-232-9173

6. 福祉（障害）に関する手続き

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が心身障害者扶養共済制度の掛金を支払っていた場合、死亡・重度障害届出書と年金支給の請求の手続きをしてください。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金を受給する方または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の死亡診断書の写し ☐ 亡くなられた方の除住民票の写し ☐ 年金を受給する方及び年金管理者の住民票の写し ☐ 年金を受給する方の振込口座のわかるもの ☐ 加入証書（口数追加加入証）	障害福祉課 管理係 （本庁舎 1 階） ☎ 029-350-8053

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が心身障害者扶養共済制度の年金受給を予定していた場合、死亡・重度障害届出書の提出と弔慰金請求の手続きをしてください。	年金受給予定者が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金加入者または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の除住民票の写し ☐ 掛金を支払っていた方の住民票の写し ☐ 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	障害福祉課 管理係 （本庁舎 1 階） ☎ 029-350-8053

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が心身障害者扶養共済制度の年金を受給していた場合、年金給付は死亡した月をもって終了となります。死亡・重度障害届出書を提出してください。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人、親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の除住民票の写し	障害福祉課 管理係 (本庁舎 1 階) ☎ 029-350-8053

重度心身障害者等医療福祉費受給者証（マル福制度）を交付されていた

手続き 受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者等医療福祉費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。	なし
	手続き可能な人
	親族等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 受給者証	国保年金課 医療給付係 (本庁舎 1 階) ☎ 029-232-9166

6. 福祉（障害）に関する手続き

福祉タクシー券を利用していた

手続き 未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券があれば返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	障害福祉課 管理係 (本庁舎 1 階) ☎ 029-350-8053

障害児通所支援を利用していた

手続き 障害児通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児通所支援を利用していた児童の保護者の場合、死亡日をもって障害児通所受給者証の保護者変更となりますので、届出してください。また、利用している児童が亡くなられた場合、死亡日をもって資格が喪失となりますので障害児通所受給者証を返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 障害児通所受給者証	障害福祉課 認定係 (本庁舎 1 階) ☎ 029-350-8084

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって資格が喪失となりますので障害福祉サービス受給者証を返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	障害福祉課 認定係 (本庁舎 1 階) ☎ 029-350-8084

MEMO

7. こどもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更手続きなど

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者または対象児童が亡くなったときは、死亡日の属する月の手当まで支給されます。受給者が亡くなったときは、受給者変更の手続きをしてください。未支払があるときは、対象児童に支払うため、未支払請求書の提出が必要となります。対象児童が亡くなったときは、額改定届または受給事由消滅届の提出が必要となります。 ※受給者が公務員の場合は、各手続きが所属先（職場）となります。	受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内 手続き可能な人 【受給者が亡くなった場合】 新しい受給者 【対象児童が亡くなった場合】 受給者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きを行う人の本人確認書類 【受給者が亡くなった場合】 ☐ 新しい受給者の健康保険証 ☐ 新しい受給者名義の通帳またはキャッシュカード 【受給者が亡くなった場合（未支払がある場合）】 ☐ 対象児童名義の通帳またはキャッシュカード ☐ 新しい受給者の印鑑	こども政策課 こども給付係 （本庁舎1階） ☎ 029-232-9176

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者死亡届提出など

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の受給者または対象児童が亡くなったときは、死亡日の属する月の手当まで支給されます。 受給者が亡くなったときは、受給者死亡の手続きが必要となります。未支払がある場合、対象児童（第一子）に支払います。 対象児童が亡くなったときは、額改定届または資格喪失届の提出が必要となります。	受給者が亡くなった日から14日以内 手続き可能な人 【受給者が亡くなった場合】 親族 【対象児童が亡くなった場合】 受給者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きを行う人の本人確認書類 【受給者が亡くなった場合（未支払がある場合）】 ☐ 対象児童（第一子）名義の預貯金通帳またはキャッシュカード	こども政策課 こども給付係 （本庁舎1階） ☎ 029-232-9176

ひとり親家庭になった

手続き 児童扶養手当、遺児養育手当の認定申請手続き

手続き詳細	期 限
児童扶養手当、遺児養育手当が受けられることがありますので、お早めにお問い合わせください。	お早めにお問い合わせください。
	手続き可能な人 対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
必要書類については、窓口等でお問い合わせください。	こども政策課 こども給付係 (本庁舎1階) ☎ 029-232-9176

妊産婦医療福祉費助成受給者証（マル福制度）を交付されていた

手続き 受給者証の返却関連手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が妊産婦医療福祉費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。流産・死産された場合は、その翌月末で資格は喪失となります。	なし
	手続き可能な人 配偶者等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 受給者証	国保年金課 医療給付係 (本庁舎1階) ☎ 029-232-9166

7. こどもに関する手続き

子ども医療福祉費助成受給者証（マル福制度）を交付されていた

手続き 受給者証の返却関連手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が子ども医療福祉費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。親が亡くなられた場合は、ひとり親家庭医療福祉費助成の対象となることもあるため、お問い合わせください。	なし
	手続き可能な人
	保護者等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 受給者証	国保年金課 医療給付係（本庁舎1階） ☎ 029-232-9166

ひとり親家庭医療福祉費助成受給者証（マル福制度）を交付されていた【親】

手続き 受給者証の返却関連手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がひとり親家庭医療福祉費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。子の受給資格が変更になりますので、お問い合わせください。	なし
	手続き可能な人
	親族等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 受給者証	国保年金課 医療給付係（本庁舎1階） ☎ 029-232-9166

ひとり親家庭医療福祉費助成受給者証（マル福制度）を交付されていた【子】

手続き 受給者証の返却関連手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がひとり親家庭医療福祉費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。また、子が亡くなられたことにより、助成を受けるのが親だけになった場合は、親の資格も喪失となります。	なし
	手続き可能な人
	保護者等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 受給者証	国保年金課 医療給付係（本庁舎1階） ☎ 029-232-9166

養育医療券を交付されていた

手続き 医療券の返納

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 乳児の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 乳児の養育医療券 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類	子育て支援課 母子保健係（本庁舎 2 階） ☎ 029-350-1216

小児慢性特定疾病医療受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の返納、返還届提出の手続き

手続き詳細	期 限
小児慢性特定疾病医療受給者証を交付していた児童等が亡くなられた場合、受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	なし
	手続き可能な人 児童の保護者またはご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 小児慢性特定疾病医療受給者証	子育て支援課 母子保健係（本庁舎 2 階） ☎ 029-350-1216

8. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または使用中止手続き、世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が使用者名義人の場合、名義変更または使用中止手続きが必要となります。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
また、井戸水を使用しており、公共下水道に接続されている世帯（下水道使用料のみをお支払いの世帯）の方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続きが必要です。	手続き可能な人
※電話手続き可。	親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	上下水道局 お客様受付センター （本庁舎 1 階） ☎ 029-231-4111

公共下水道事業受益者負担金・公共下水道事業受益者分担金を納付中であった

手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
公共下水道事業受益者負担金・公共下水道事業受益者分担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。	できるだけ速やかに
※郵送手続き可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	手続き可能な人
	新たに受益者となる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 公共下水道事業受益者負担金受益者変更届 ☐ 公共下水道事業受益者分担金受益者変更届	上下水道局 下水道総務課 収納係 （本庁舎 6 階） ☎ 029-232-9221

9. 環境・衛生に関する手続き

家財整理をしたい

手続き 清掃工場「えこみっと」へのごみの搬入

手続き詳細	期 限
清掃工場「えこみっと」へのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参し、清掃工場の計量棟職員に提示してください。 ※一部清掃工場で処分できない物があります。 ※ごみの発生場所（住所）が水戸市外の場合は搬入できません。 ※搬入されたごみ（資源物を含む）の重量に応じてごみ処理手数料がかかります。	なし （搬入日当日にお持ちください）
	手続き可能な人
	基本的に親族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 （直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書等）	清掃工場「えこみっと」 （水戸市下入野町2100番地） ☎ 029-297-6760

犬を飼っていた

手続き 登録事項変更届の提出

手続き詳細	期 限
犬を飼っていた方が亡くなられたときは、新しい飼い主の名前で、犬の登録事項変更届を提出してください。 なお、新しい飼い主が市外在住のときは、犬の鑑札をお持ちになり、新しい飼い主の住所地で登録事項変更届を提出してください。	30日以内
	手続き可能な人
	新しい所有者
必要なもの	問い合わせ先
犬の登録番号がわかるもの（鑑札等）	水戸市動物愛護センター 「あにまるっとみと」 （水戸市河和田町 999 番地） ☎ 029-350-3800

9. 環境・衛生に関する手続き

浄化槽を使用していた

手続き 浄化槽管理者の変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が浄化槽を管理していた場合は、浄化槽管理者変更報告書を提出してください。 空き家になり浄化槽を使用しなくなった場合は、浄化槽使用休止届出書も併せて提出してください。	30日以内
	手続き可能な人
	新しい管理者
必要なもの	問い合わせ先
なし	上下水道局 下水道計画課 普及係 (本庁舎 6 階) ☎ 029-350-8508

し尿くみ取り式のトイレを使用していた

手続き し尿くみ取り廃止(変更) 届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がし尿くみ取り式のトイレを使用していた場合、し尿くみ取りの廃止または、名義人や世帯人数の変更手続きが必要となるため、衛生事業課へご連絡ください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	衛生事業課 収納係 (本庁舎 3 階) ☎ 029-232-9160

10. 水戸市公園墓地に関する手続き

水戸市公園墓地のお墓を使用していた

手続き 墓地使用権承継の申請

手続き詳細	期 限
水戸市公園墓地のお墓を使用していた方が亡くなられたときは、新使用者に名義を変更する墓地使用権承継申請書を提出してください。	速やかに
	手続き可能な人 新たに使用者となる方
必要なもの	問い合わせ先
【全員にご用意いただくもの】 ☐ 火葬許可証の写し ☐ 前使用者と新使用者の関係が確認できる戸籍謄本 ☐ 新使用者の住民票の写し（本籍記載） ☐ 新使用者の本人確認書類の写し ☐ 公園墓地使用許可証 【喪主をされた方が承継する場合にご用意いただくもの】 ☐ 会葬礼状または葬儀の領収証の写し ☐ 誓約書（衛生事業課窓口に様式がございます） 【喪主以外の方が承継する場合にご用意いただくもの】 ☐ 前使用者の配偶者及び子全員からの同意書（衛生事業課窓口に様式がございます）	衛生事業課 管理係 （本庁舎 3 階） ☎ 029-232-9160

水戸市公園墓地のお墓が必要な方

手続き 墓地申込み

手続き詳細	期 限
浜見台霊園と堀町公園墓地について、改葬等で返還された墓地等を対象に、随時受付しております。	速やかに
	手続き可能な人 お墓を必要とする方
必要なもの	問い合わせ先
詳細は、お問い合わせください。	衛生事業課 管理係 （本庁舎 3 階） ☎ 029-232-9160

11. 公営住宅に関する手続き

市営住宅に入居していた

手続き 返還または承継、世帯員変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方と同居していた方がいない場合は、返還手続きが必要です。 亡くなられた方と同居していた方がいる場合は、承継手続き（一定の要件を満たす必要があります。）または世帯員変更の手続きが必要です。	返還手続き：速やかに 承継手続き：15日以内 世帯員変更手続き：30日以内
	手続き可能な人
	返還手続き：相続人 承継手続き：承継する住宅の新規名義人 世帯員変更手続き：住宅の名義人
必要なもの	問い合わせ先
入居していた世帯の状況によって必要な手続きが異なるためお問い合わせください。	住宅政策課 市営住宅係 (本庁舎 5 階) ☎ 029-232-9200 茨城県住宅管理センター (水戸市大町 3 丁目 4 番 36 号) ☎ 029-297-8360

MEMO

12. 農業に関する手続き

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に「農業者年金死亡関係届出書」を住所地のJAへ提出してください。	10日以内
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農業者年金証書 ☐ 受給権者の死亡日が確認できる除住民票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	農業委員会事務局 農政係（本庁舎5階） ☎ 029-232-9264

農地の権利を相続した

手続き 農地法第3条の3第1項の規定による届出

手続き詳細	期 限
農地の権利を相続等により取得したときは、農地が所在する市区町村の農業委員会に届出をしてください。	おおむね10か月以内
	手続き可能な人 相続人 相続人から委任を受けた者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 登記情報のわかるもの（登記完了証の写し、または登記事項証明書の写し等） ☐ 水戸市に住民票がない権利取得者のみ、国籍がわかるもの（国籍が記載された住民票の写し、在留カード、在留資格認定証明書） ☐ 代理人が届出をする場合は、委任状	農業委員会事務局 農地係（本庁舎5階） ☎ 029-232-9264

13. その他の手続き

道路または水路用地を占有していた

手続き 占有許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
名義の変更をする場合は、変更申請の手続きをしてください。占有許可を廃止する場合は、廃止の手続きをしてください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
【道路占有許可の名義変更（相続される場合）、許可廃止】 ☐ 道路占有等・取消・廃止申請書 添付書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） もしくは登記関係書類 ☐ 占有許可の写し ☐ その他参考となるべき事項を記載した図書 ☐ 現況写真（占有物撤去が確認できる物）※許可廃止の場合	道路管理課 管理係 （本庁舎 5 階） ☎ 029-232-9195
【法定外公共物占有許可の名義変更（相続される場合）】 ☐ 法定外公共物占有等地位承継届出書 添付書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） もしくは登記関係書類 ☐ 占有許可の写し ☐ その他参考となるべき事項を記載した図書	
【法定外公共物占有許可の廃止】 ☐ 法定外公共物占有等変更（取消）申請書 添付書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） もしくは登記関係書類 ☐ 占有許可の写し ☐ その他参考となるべき事項を記載した図書 ☐ 現況写真（占有物撤去が確認できる物）	

河川用地または水路用地を占用していた

手続き 占用許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
名義の変更をする場合は、地位継承の手続きをしてください。占用許可を廃止する場合は、廃止の手続きをしてください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
【準用河川占用許可の名義変更（相続される場合）】 ☐ 地位承継届 添付書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） ☐ 占用許可書の写し ☐ その他参考となるべき事項を記載した図書 【準用河川占用許可の廃止】 ☐ 占用廃止届及び工作物の除去（乙の4） 添付書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） ☐ 占用許可書の写し ☐ その他参考となるべき事項を記載した図書 【都市下水路等占用許可の名義変更（相続される場合）】 ☐ 都市下水路等占用許可申請書 添付書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） ☐ 占用許可書の写し ☐ その他参考となるべき事項を記載した図書 【都市下水路等占用許可の廃止】 ☐ 都市下水路等占用廃止届出書 添付書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） ☐ 占用許可書の写し ☐ その他参考となるべき事項を記載した図書	河川都市排水課 管理係 （本庁舎5階） ☎ 029-232-9204

13. その他の手続き

雨水管に雨水・処理水をつないでいた

手続き 接続許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
名義の変更をする場合は、変更の手続きをしてください。許可の廃止をする場合は、廃止の手続きをしてください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
【都市下水路等への接続許可申請の名義変更（相続される場合）】 ☐ 都市下水路等物件設置等地位継承届出書 添付書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） ☐ 接続許可書の写し ☐ その他参考となるべき事項を記載した図書 【都市下水路等への接続許可申請の廃止】 ☐ 都市下水路等物件設置等許可申請書（取付管） 添付書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） ☐ 接続許可書の写し ☐ その他参考となるべき事項を記載した図書	河川都市排水課 管理係 （本庁舎 5 階） ☎ 029-232-9204

県民交通災害共済加入中に交通事故が原因で亡くなられた

手続き 見舞金の請求手続き

手続き詳細	期 限
県民交通災害共済加入中に、交通事故が原因で亡くなられたときは、見舞金の請求手続をしてください。	事故の翌日から起算して2年以内
	手続き可能な人
	遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 会員証 ☐ 交通事故証明書 ☐ 死亡診断書（死体検案書）の写し ☐ 会員と遺族との関係を証する書類（戸籍謄本等）	生活安全課 交通安全・防犯係 （本庁舎 4 階） ☎ 029-224-1113

お住まいになっていた家が「空き家」になる場合

適切に管理されず放置されている空き家が防犯性・防災性の低下、衛生環境・景観の悪化等の問題を生じさせることから周辺住民に深刻な影響を及ぼし、全国的に社会問題となっています。

1. 相続登記について

死亡した所有者の名義のまま、相続登記がされていない空き家が見受けられます。相続登記をせずに放っておくことは、適切な管理がされていない空き家が増加している大きな要因となっています。相続登記については、民法等の一部を改正する法律において「不動産登記法」の改正が行われ、令和6年4月1日から不動産を取得した相続人に対し、その取得したことを知った日から3年以内に、相続登記を義務付けられることになりました。

また、「正当な理由なく」申請を怠ったときは、10万円以下の過料に処せられることになりますので、相続登記の手続きをお願いします。

【申請先・問い合わせ先】水戸地方法務局（☎ 029-227-9911 音声ガイダンス②→①）※予約制です。

2. 空き家の適切な管理について

家は人が住まなくなり空き家となると、風通しが悪くなることや雨漏り、敷地内の草木などが放置されることにより傷みややすくなります。また空き家の損傷のみならず、敷地内の草木の繁茂などにより周辺の住民に悪影響を与えることもあります。

定期的な空き家の管理を行い、地域の住環境の保持にご協力ください。

また、市では専門的な相談のできる、各関係団体の窓口を紹介しておりますので、お気軽にご相談ください。

【問い合わせ先】生活安全課 空家空地係（本庁舎4階）（☎ 029-224-1113）

3. 水戸市空き家バンク制度について

空き家、空き地の所有者から申し込みのあった情報を、利用希望者に紹介する制度です。不動産仲介のプロ「宅地建物取引業者」が交渉・仲介を行います。

※物件登録には条件があります。また、必ず成約に至るとは限りません。

※売買等の契約にあたっては、仲介手数料の支払いが必要となります。

詳細は、水戸市住宅政策課までお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。

【問い合わせ先】住宅政策課 政策係（本庁舎5階）（☎ 029-232-9222）



市ホームページ内の
空き家バンクのページ

MEMO

①弁護士による無料法律相談（要予約）

相続、その他様々な民事問題などについて弁護士による無料法律相談を行っています。事前に電話でご予約ください。

場所	市民相談室内相談ブース（市役所本庁舎1階）
日時	第1、2、3、4水曜日、午後1時～午後4時 ※年末年始、祝日及び12月の第4水曜日を除き、1人20分まで。
対象	水戸市内にお住まいの方
問い合わせ・予約先	市民相談室 ☎ 029-232-9109

②行政書士による無料相談（予約不要）

相続関係等に関する相談に応じます。

場所	市民相談室内相談ブース（市役所本庁舎1階）
日時	木曜日、午後1時～午後4時（先着順） ※木曜日が祝日の場合は翌日の金曜日。 年末年始を除く。
問い合わせ先	茨城県行政書士会水戸支部 ☎ 029-303-5812

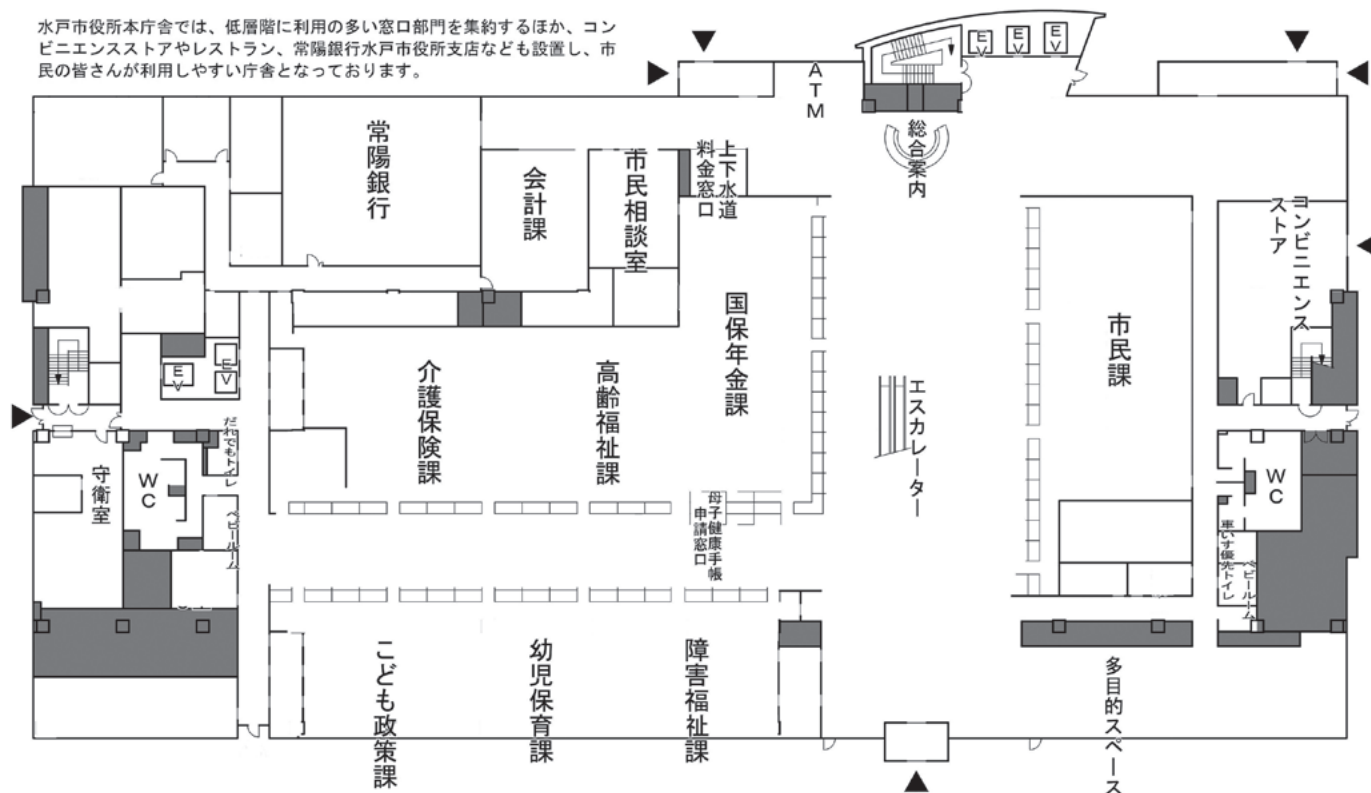
③税理士会の無料税務相談（予約不要）

相続税等に関する相談に応じます。

場所	2階相談室206
日時	火曜日、午前9時～正午（先着順 定員6名） ※年末年始、祝日を除く。
問い合わせ先	関東信越税理士会水戸支部 ☎ 029-221-8786

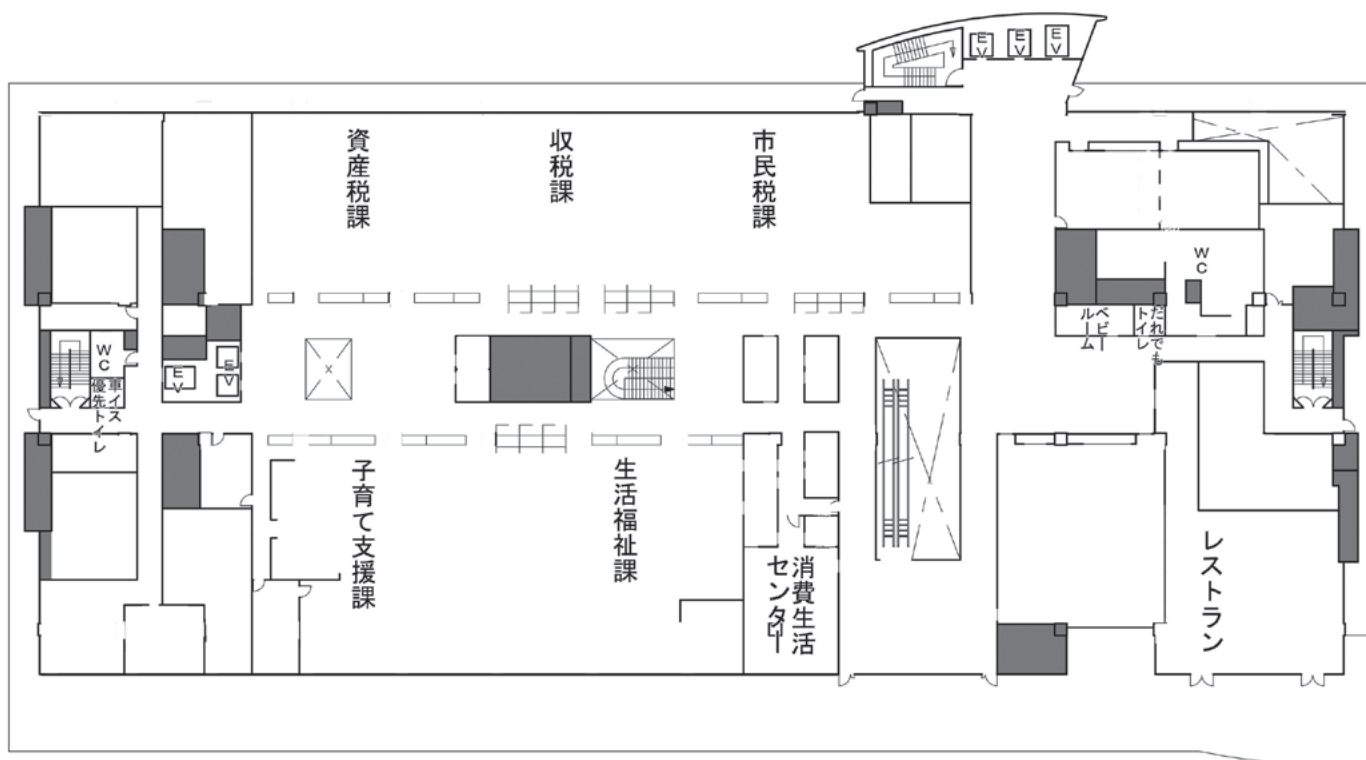
本庁舎案内図

水戸市役所本庁舎では、低層階に利用の多い窓口部門を集約するほか、コンビニエンスストアやレストラン、常陽銀行水戸市役所支店なども設置し、市民の皆さんが利用しやすい庁舎となっております。



▲ 1 階平面図

機械室等
バックヤードスペース



▲ 2 階平面図

機械室等
バックヤードスペース

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

本庁舎案内図

チェックリスト

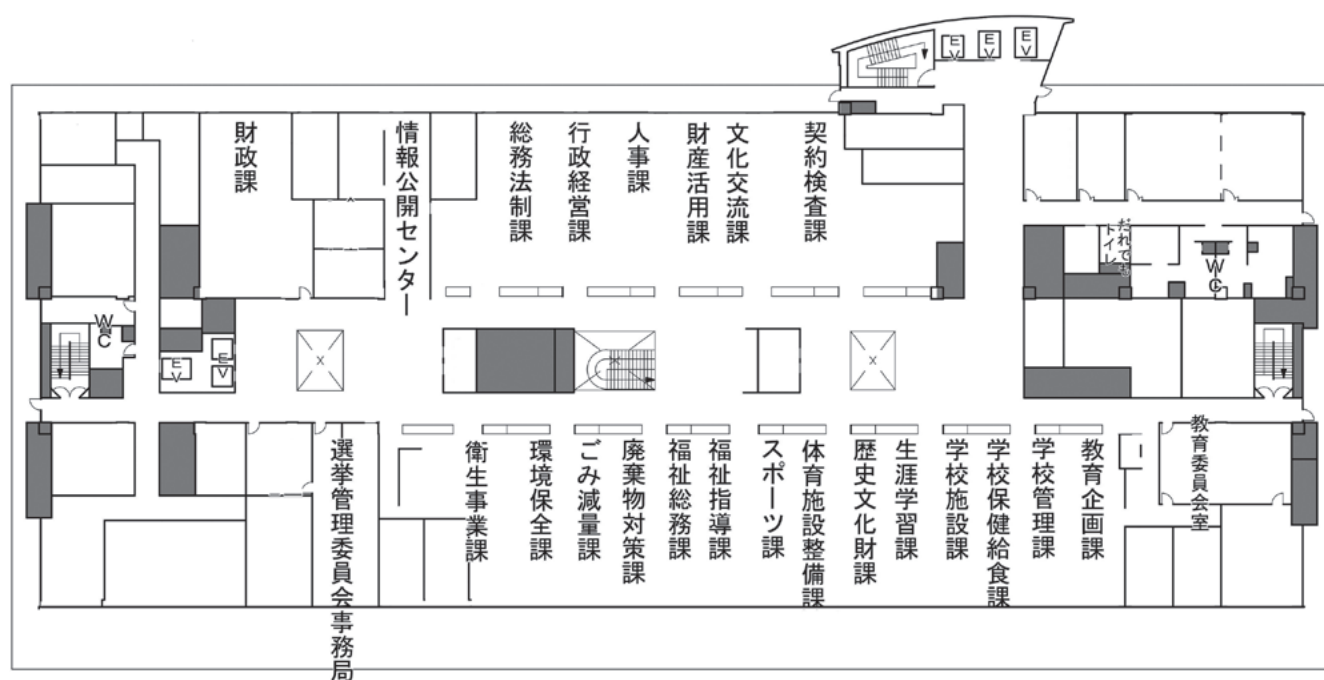
各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

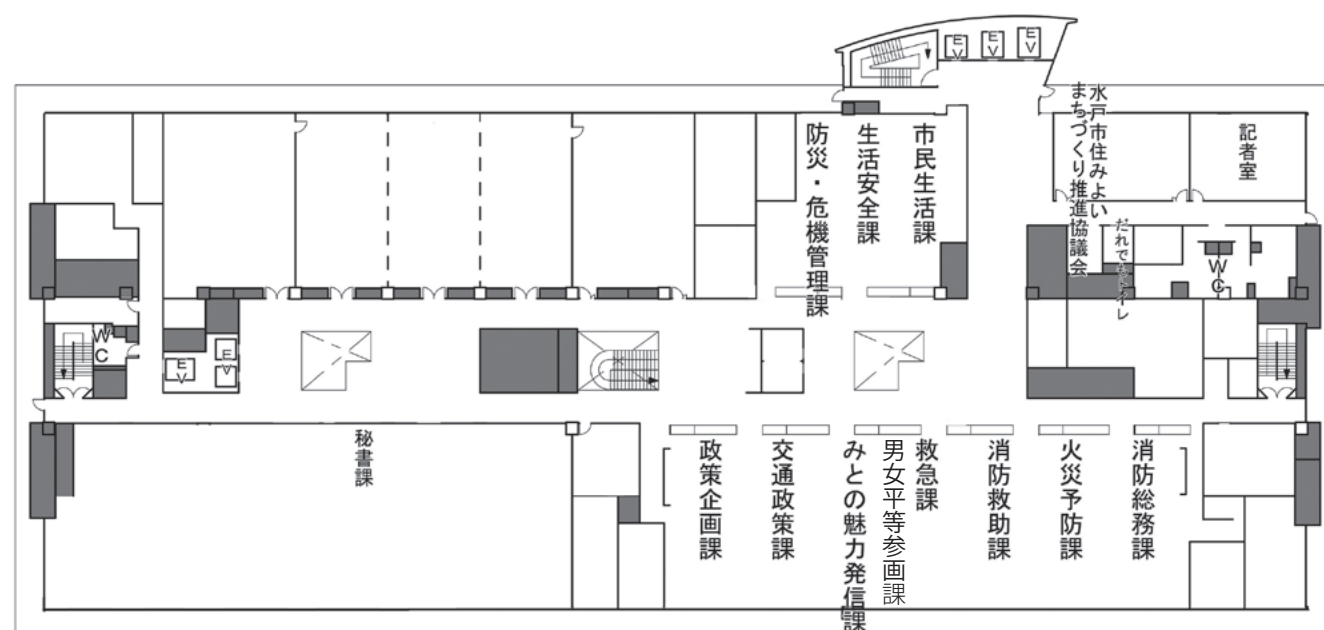
委任状

広告掲載事業者



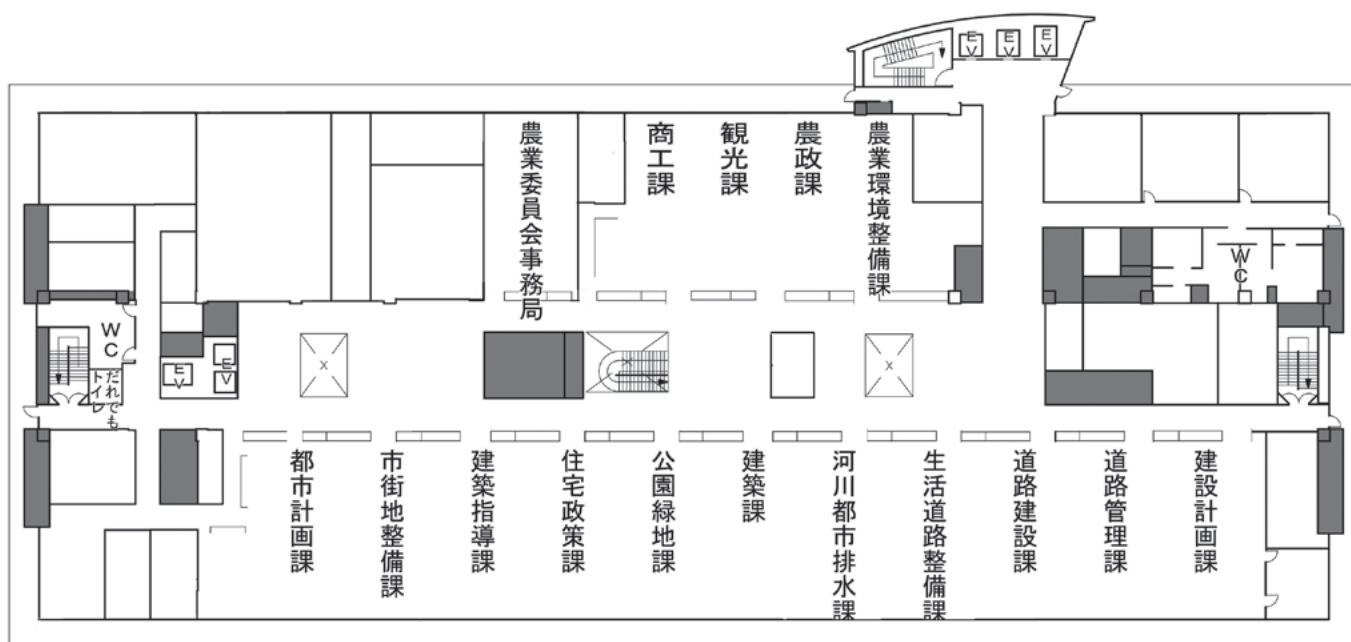
▲ 3 階平面図

機械室等
バックヤードスペース



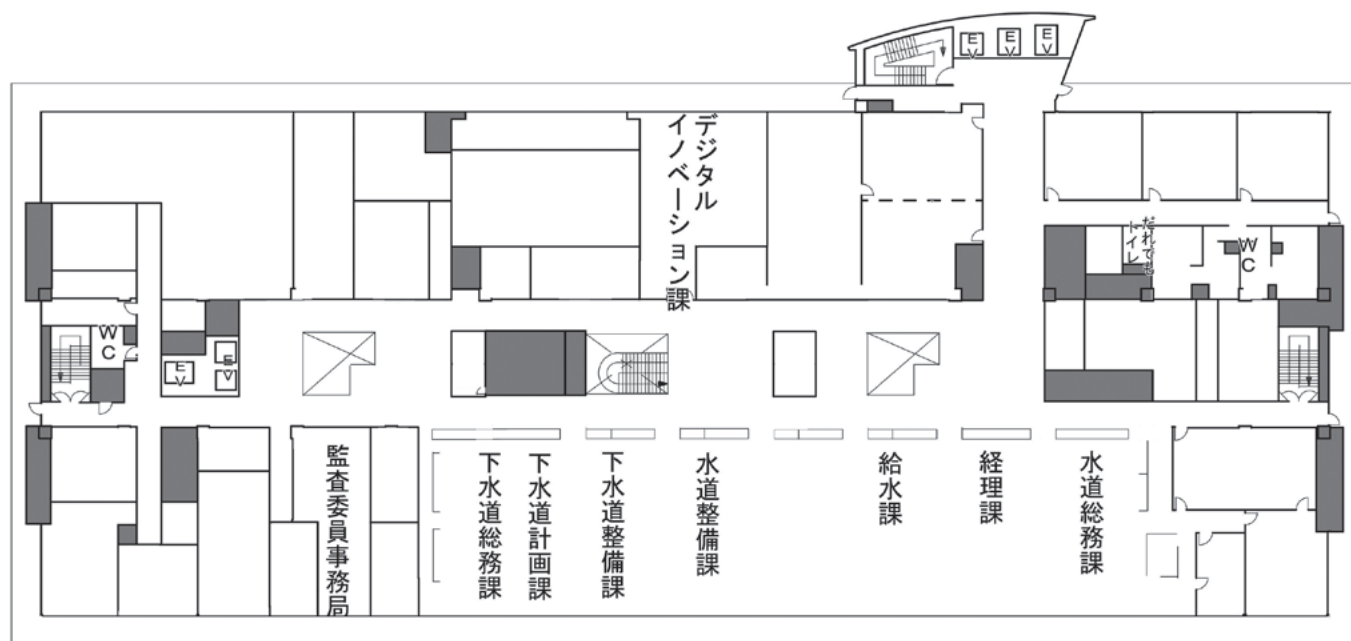
▲ 4 階平面図

機械室等
バックヤードスペース



▲ 5 階平面図

機械室等
バックヤードスペース



▲ 6 階平面図

機械室等
バックヤードスペース

亡くなられた方が会社員だった場合

亡くなられた方が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	亡くなられた方が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。

MEMO

亡くなられた方が個人事業主だった場合

亡くなられた方が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1 か月以内	国税に関する一般的なご相談は「国税相談専用ダイヤル（ナビダイヤル）」にお問い合わせください。 ☎ 0570-00-5901
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	水戸税務署 ☎ 029-231-4211 （自動音声案内）

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続き	水戸警察署 ☎ 029-233-0110 茨城県警察 運転免許センター ☎ 029-293-8811
軽自動車	☐	名義変更・廃車など	軽自動車検査協会 茨城事務所 ☎ 050-3816-3105
普通自動車	☐	税金に関する手続き	水戸県税事務所 ☎ 029-221-6605
		名義変更・廃車など	茨城運輸支局 ☎ 050-5540-2017
バイク（125cc超）	☐	名義変更・廃車など	
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
株式など	☐	名義変更	各証券会社など
国債	☐	記名変更・償還金受領	償還金支払場所または 証券保管証書に記載の 郵便局
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	国税相談専用ダイヤル (ナビダイヤル) ☎ 0570-00-5901 水戸税務署 ☎ 029-231-4211 (自動音声案内)
不動産登記	☐	土地・家屋などの所有者 移転(相続)登記など	水戸地方法務局 ☎ 029-227-9911
遺言書	☐	遺言書の検認・開封 相続の放棄など	水戸家庭裁判所 (家事受付) ☎ 029-224-8175
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気	☐		
ガス	☐		
NHK 受信料	☐		放送受信契約の受付 ☎ 0120-15-1515 (フリーダイヤル)

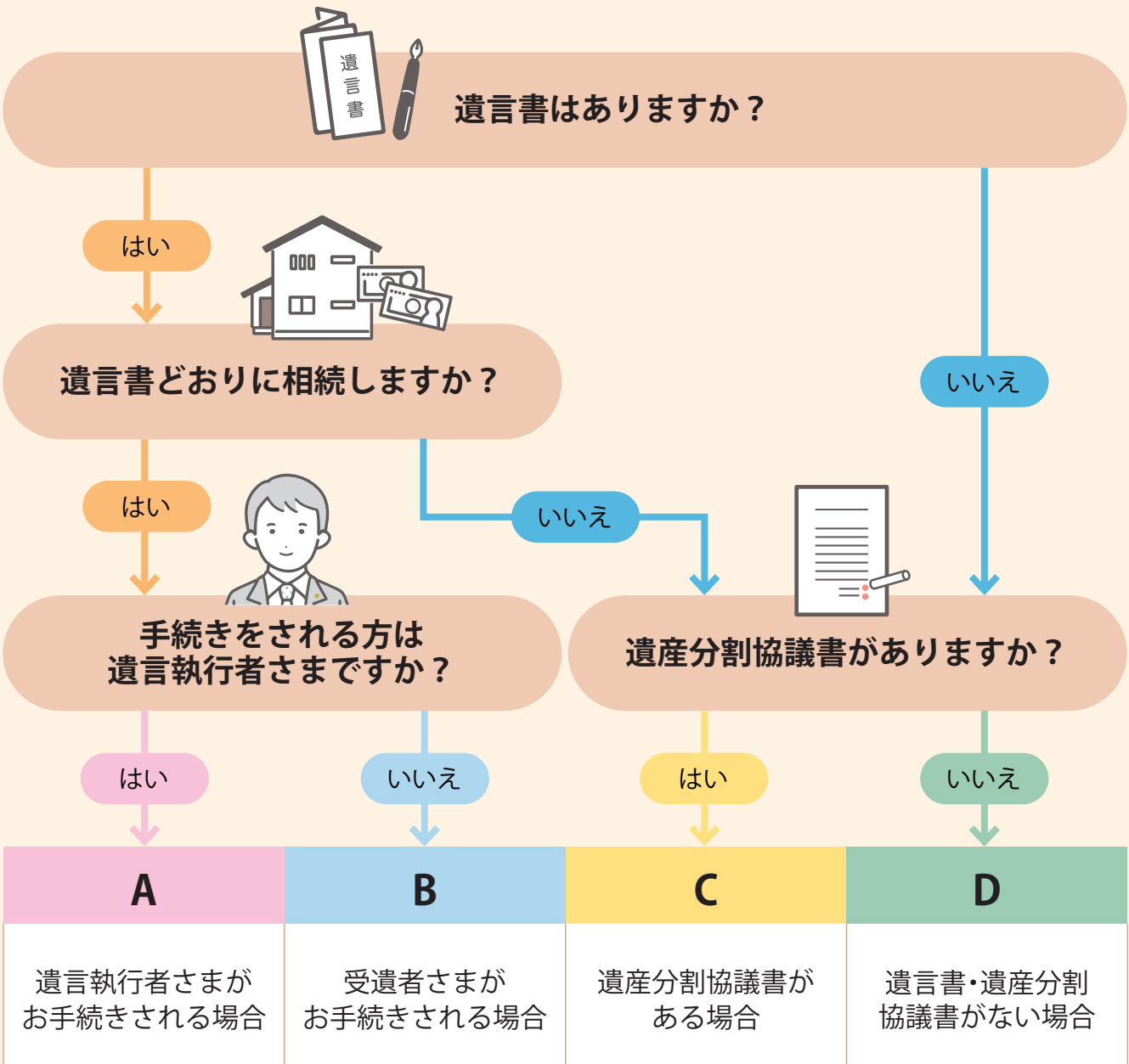
※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの(戸籍謄本・住民票の写し・税関係証明書)が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しただくと手続きが進めやすくなります。

口座凍結解除の大まかな流れ

- 1. 金融機関窓口にて口座凍結解除依頼
- 2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
- 3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください。

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人（故人）の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人（故人）の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書（原本）	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書（原本） ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書（原本）	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 （金融機関により名称が異なります）	各金融機関

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数
☐	相続登記の申請	3年以内	相続による不動産の取得を知ってから3年以内に正当な理由なく相続登記の申請をしないと、過料が課されます。 相続登記の手続きについては、不動産の所在地の法務局（登記所）にお問い合わせください。

MEMO

家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

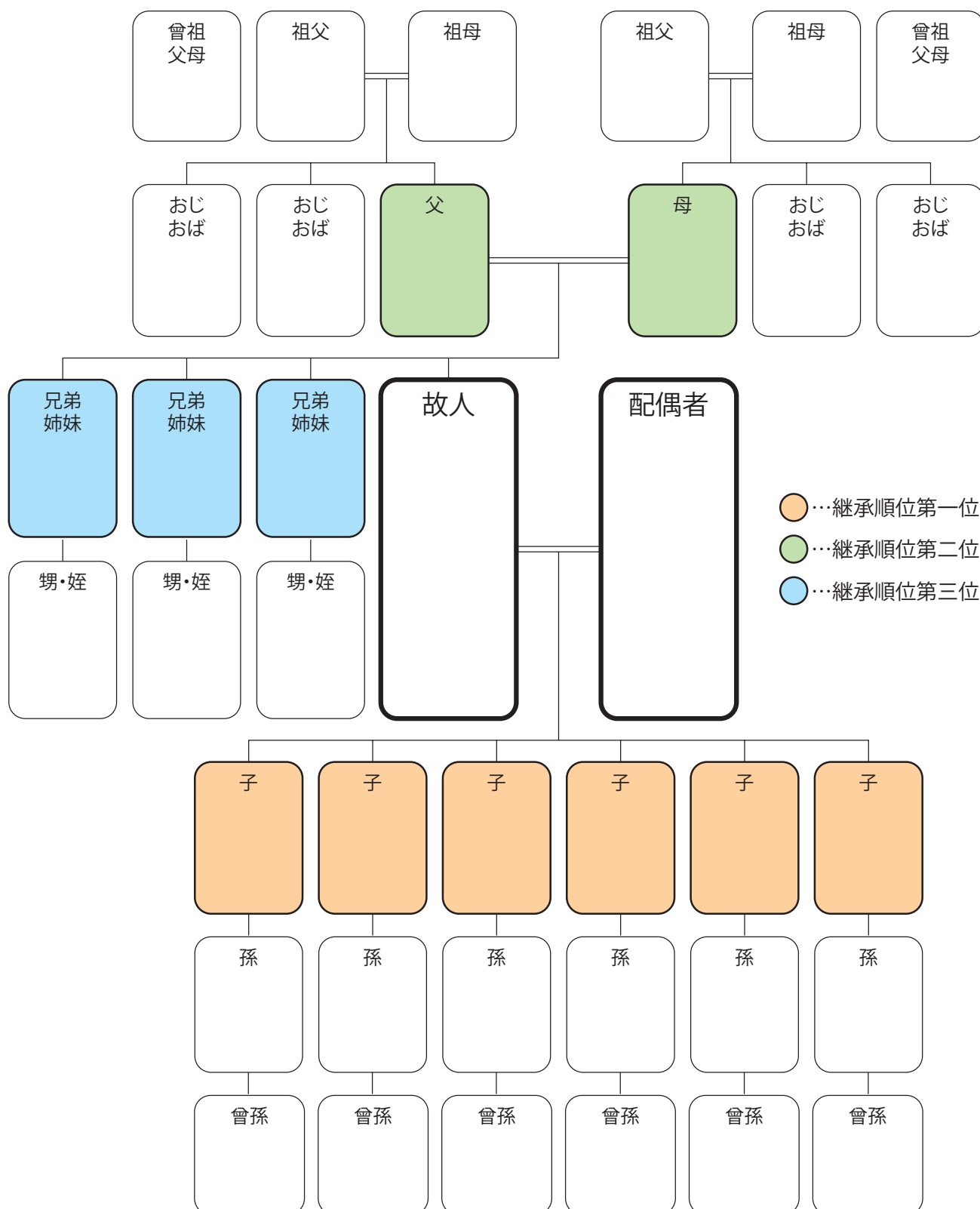
各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

法定相続情報証明制度について

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

あなたの手続きを応援します！

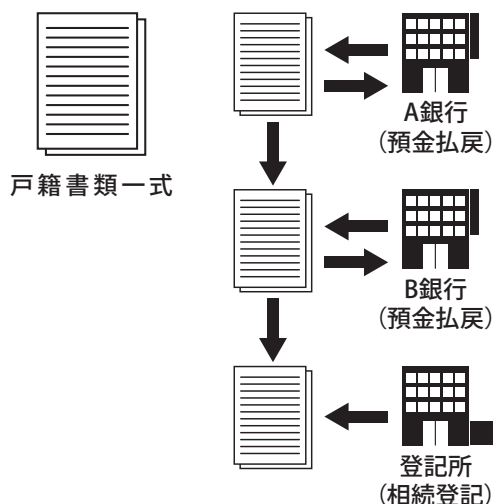
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

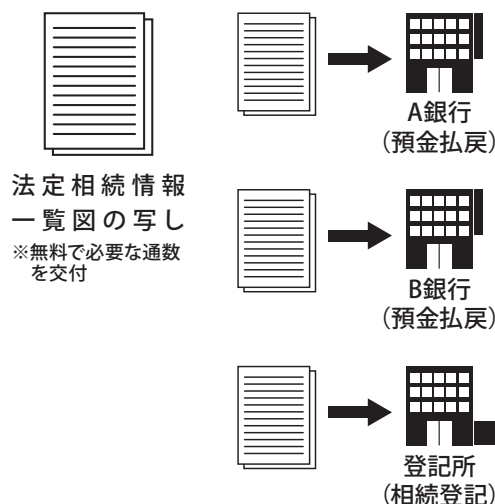
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

①申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



②確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

委任状

代理人

住所

(方書・部屋番号)

氏名

生年月日 年 月 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 年 月

委任者

住所

(方書・部屋番号)

氏名

生年月日 年 月 日生

電話番号 - -

(宛先) 水戸市長

※委任事項は、どなたの何の手續を委任するか、具体的に記載してください。

(例) ○山○子の世帯全員の住民票の写し(続柄・本籍記載のもの)を1通。

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

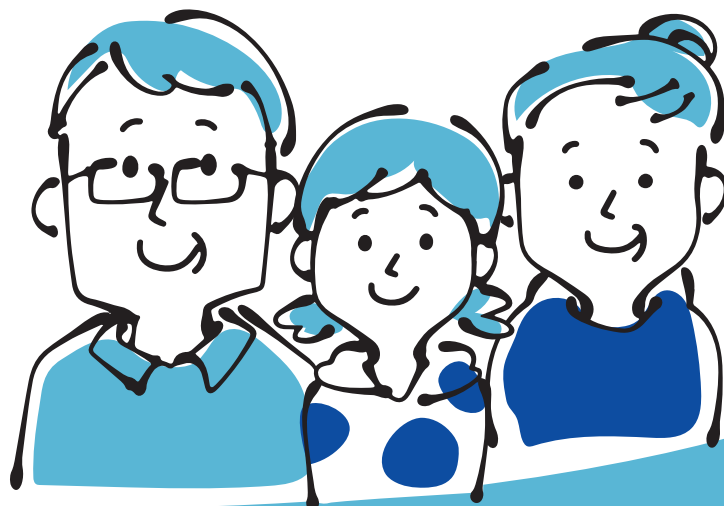
MEMO

MEMO

MEMO

弁護士法人TLEO虎ノ門法律経済事務所
水戸支店

遺産 相続



無料相談 実施中!



ご自身や家族のために、こんなお悩みありませんか?

- ☑ 相続で親族が揉めている。
- ☑ 遺産を使い込まれているような気がする…。
- ☑ 遺言書に従って相続はしなければならないの?
- ☑ 相続放棄した方がいいのかな…?
- ☑ 相続財産に何があるのかわからない。
- ☑ 不動産が先代の名義のままになっている!

相続に強い弁護士が、丁寧に親身に対応いたします。

虎ノ門法律経済事務所は、1972年に設立し、多くの遺産・相続トラブルを手掛けてきました。水戸支店の支店長・杉下亮一郎は、東京本店で培ってきたノウハウ、専門的能力を生かし、複雑な問題も解決していきます。安心してご相談ください。



支店長 弁護士
杉下 亮一郎

遺産相続以外のトラブルについてもお気軽にご相談下さい。

お電話・WEBよりお気軽にお申込みください

完全
予約制

☎029-303-7340

月曜日～金曜日9:00～18:00 平日18時以降、土日祝日は応相談。



水戸支店

**弁護士法人TLEO
虎ノ門法律経済事務所**

茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル505

MAIL: mito@t-leo.com

URL: <https://www.ibaraki-houritsusoudan.com/>

水戸 弁護士 虎ノ門 | 検索

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

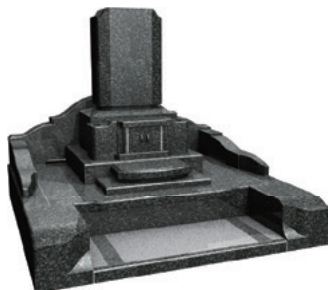
委任状

広告掲載事業者

ご家族の想いを丁寧に刻むために。

建墓、追加彫刻、改葬や墓じまい、永代供養先の紹介。
供養に関することは栗原石材本店が丁寧に寄り添います。

新しくお墓を建立したい



戒名を追加彫りしたい



古い花立を交換したい



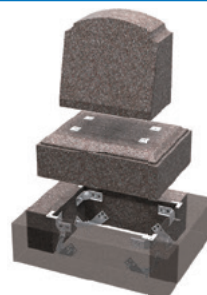
お墓をきれいにしたい



お墓じまいをしたい



お墓の地震対策をしたい



お墓のプロである【お墓ディレクターと終活カウンセラー】が在籍しております。

基礎工事から建込み工事までの全ての工程を外注に頼らず自社の職人で施工しています。
同じ職人が施工することで様々な条件を見極めながら適切適格な施工を行っています。



1899年創業の伝統を守り続ける老舗石材店

栗原石材本店

無料お墓相談 お気軽にお問い合わせください。

ホームページは
こちらから



いしはくらは

0120-148-985 FAX 029-221-3776

茨城県水戸市本町3-14-6

営業時間:9:00~17:00 定休日:日曜日

URL:<http://www.kurihara-sekizai.com/>

本紙ご持参で、成約金額から10%OFF（上限あり）

相続に関する お悩み、お困り事は 増山会計事務所にお任せください



相続が発生したらどんな手続きをするの？

相続税はどのくらいかかるの？

相続対策は何をしたら良いの？

遺言書について教えて欲しい



相続に関する手続きから相続税の申告まで
様々な専門家と共にワンストップでご支援いたします

相続
手続き

相続税
試算

相続
対策

初回
相談無料

＼ お気軽にご相談ください ／



増山会計事務所

受付時間:8:30~17:30(平日)

FAX:029-240-3611 URL:<https://www.ma-g.co.jp/>

TEL:029-240-3600

水戸市千波町1258-2 増山ビル2階

ホームページは
こちらから



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

善重寺 さくら樹木葬浄苑 あたらしい安心のかたち



親鸞聖人ゆかりの浄土真宗の名刹へあなたを誘います

永代管理・承継者不要

本堂・会館にてご法要

志納金 1区画 28万円(税込)

別途、石碑代(税込)と護持費がかかります。
お問い合わせください。



お気軽に
お問い合わせ
ください。



遍照山 光明院
(真宗大谷派)

善重寺

〒310-0841 茨城県水戸市酒門町2096番地2

029-247-5057

E-mail : zenjuji24hai12ban@gmail.com URL : https://www.mito-zenjuji.com

ホームページは
こちら



動画は
こちら



遺産分割協議書作成～相続のお手続き

相続手続き専門 パラス行政書士事務所

身近な人が亡くなられた後の、手続きについての様々な申請はご遺族様に大きな負担が生じることになります。このご負担を少しでも軽減すべく、お亡くなりになりました被相続人様の預貯金や不動産の遺産相続について、諸手続きを一括してお引き受けしておりますので、ご活用いただきますようにご案内申し上げます。



茨城県内全域にて足を運んで詳細をお聞きます。
お電話での問い合わせも可能ですのでどうぞご利用ください。

☎ 029-350-3910



パラス行政書士事務所



行政書士 田中 庸介

〒310-0031
茨城県水戸市大工町2-4-28

TEL 029-350-3910

土日祝も対応可能

FAX : 029-350-3693

pallasfirm@gmail.com

https://pallasfirm.com/



パラス行政書士事務所

検索

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

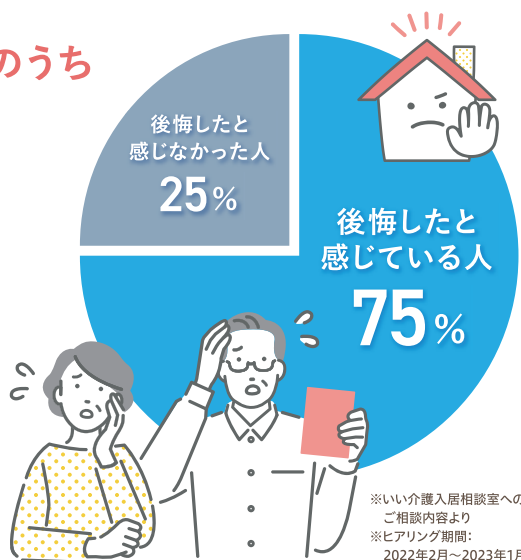
広告掲載事業者

自分で老人ホームを探した人のうち

4人に3人が後悔している!?

自分で資料を取り寄せて見学に行ってみたけど、身体状況や費用面などの理由から「入居できなかった」「理想と違った!」など、我流の老人ホーム探しを後悔している人は意外なほど多いもの。

「いい介護」の専門相談員にご相談いただければ、そうしたミスマッチを起こすことなく、ご希望の条件に合った施設をご案内いたします!



私たちが、理想の老人ホーム探しをお手伝いします

「いい介護」は、老人ホームや介護施設など、高齢者のための住まいを探せる検索サイトです。相談歴10年以上という経験豊富な専門スタッフがさまざまな悩みやお困りごとを解決します。

いい介護
検索サイトはコチラ



相談実績
20万件

※2023年5月時点:
当社実績

ご相談
完全無料



0120-958-560

いい介護

【受付時間】9:00～17:00(年中無休)※年末年始を除く | 株式会社エイジプラス 東京都中央区京橋2-14-1 兼松ビルディング8F

相続と終活、こんな心配事はありませんか？

相続手続き、
何も手をつ
けられていない



家族がもめない
きちんとした
遺言書を書きたい…



山林や別荘、実家…
売れない、貸せない
不動産をどうにかしたい



安心して
親を任せられる
介護施設が
見つからない…



そのお悩み、 オンラインで ワンストップ解決！

実家のお墓を
墓じまいしたい…



相談は
無料

最適な
専門家を
紹介



何度でも
相談OK

スマホで
相談可能*

相続手続き

遺言書作成

おひとりさまの身元保証・死後事務支援

家族信託

お墓

売れない・貸せない不動産

介護施設選び

保険の見直し

墓じまい

遺品整理

経験豊富な専門家が、あなたの状況に応じて適切なアドバイスを行います！

シニアと家族の相談室を通じてご相談できる専門家・サービス

税理士 司法書士 行政書士 ファイナンシャルプランナー 不動産会社 介護施設 遺品整理会社
霊園 寺院 葬儀社 おひとりさまの身元保証 家系図作成 墓じまい 海洋散骨 など

*各専門家と提携して業務を行っています。

まずはお電話、またはWebで、ご相談の希望をお伝えください！

通話
無料

0120-948-644

Webで
申し込む



受付時間：10:30～18:30（日・祝休）

*地域によっては対面での相談も可能です。お気軽にお問い合わせください。



親のこと 私のこと
シニアと家族の相談室

〒130-0022 東京都墨田区江東橋3-9-10 錦糸町マルイ5階

「シニアと家族の相談室」の運営は、1984年創業の株式会社鎌倉新書（東証プライム上場、証券コード：6184）が行っています。

相談料
無料

遺産相続をスムーズに！

相続手続き 全てお任せください

司法書士は遺産分割協議書作成から
預貯金通帳等のご解約、不動産の相続
登記、全てのお手続きをワンストップ
ですることが出来ます。

他士業との連携

相続税の申告が必要な方には優秀な税理士を、紛争性のある
遺産分割協議に関しては優秀な弁護士をご紹介します。
これら優秀な他士業との連携も弊所は万全です。



司法書士・行政書士
望月 正雄

望月司法書士・行政書士事務所

茨城県水戸市吉沢町354番地の97



029-247-5285
090-1267-4222



相談料無料。先ずはお電話ください。

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

発 行 水戸市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 月 2025 年 10 月

この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。広告主及び広告内容を水戸市が推奨するものではありません。広告内容に関しては、直接広告主にお問い合わせください。

水戸市ホームページはこちら

水戸市 公式 検索



水戸市公式 LINE アカウント
市政の役立つ情報をお届けします。



表紙の花は、市の花「萩（はぎ）」です。